第２回生駒市情報公開審査会会議録

日　時　　平成１１年６月２９日（火）　午後３時５分～午後４時２５分

場　所　　生駒市役所　４０２会議室

出席者

委　員　石田榮仁郎、川村容子、金谷重樹、白石埈哉、田中啓義

事務局　総務部長・窪田勝博、文書課長・高司芳正、情報公開室長・新谷厚、
情報公開室係長・石畑欽一、情報公開室主査・真銅美雪

配付資料

１　次第書

２　平成１０年度生駒市の情報公開　―運用状況報告書―

３　平成１１年度開示請求申出内容等一覧

４　部分開示処理事例（参考）

審議事項

１　テープレコーダーの使用について

２　平成１０年度生駒市情報公開運用状況及び平成１１年度開示請求申出内容等について（報告）

３　その他

（１）会議録について

（２）個人情報保護制度について

審議内容

１　テープレコーダーの使用について

事務局が正確な議事録作成のためという利用目的に限って使用し、議事録が作成されれば消去する、ということで了承

２　平成１０年度生駒市情報公開運用状況及び平成１１年度開示請求申出内容

について（報告）

（１）事務局から概要を報告

（２）質疑

（委員）平成１１年度の開示請求申出内容等一覧で５月１０日受付分の申出がかなりの件数あるが、１人の申出なのか。

（事務局）申出者は１人であった。また、申出の内容が、平成５年度から平成９年度の入札に係る予定価格、開札録と設計金額で、このうち設計金額については所管課が複数であることから、それぞれ申出をしていただいたのでこのような件数になった。

（委員）運用状況報告書の５ページに「開示請求」、「開示の申出」とあり、「開示の申出」に対して「却下」という言葉を使っているが、「却下」という言葉には処分性があると思われるので、「却下」という言葉を使うことに問題があるのではないか。また、概要報告の中で「文書不存在」という内容があったが、「文書不存在」は条例の運用上、処分ではないと思うが、「文書不存在」に対して異議申立てができるという考えか。

（事務局）任意的開示分について、「却下」という用語を使用したが、より適当な用語の使用について検討したい。また、「文書不存在」について、開示請求の場合は異議申立てができると考える。ただし、すべての申立てを審査会に諮問するかどうかについては、不存在の理由が客観的に見て明らかである場合もあるので一概には言えない。

（委員）「文書不存在」に対して、異議申立てをされたとき、どのような取扱いをするか統一的なマニュアルを作成する必要があるのではないか。

（事務局）「文書不存在」に対して、異議申立てをされたときの取扱い方法については、先進都市の事例などを調査したい。

（委員）運用状況報告書の５ページの「請求区分別実人数及び件数」の表中

の「開示の申出」欄に「請求権者以外の者」と「施行日前公文書に係るもの」の２つがあるが。

（事務局）任意的開示の申出には条例第１３条第１項に規定する請求権者以外の者からの開示の申出と、附則の第３項に規定する条例施行日前に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了した公文書に対する開示の申出の２種類があり、それぞれの内訳を表している。

（委員）「施行日前公文書に係るもの」の実人数が１１人となっているが、この中には請求権者と請求権者以外の者の両方が含まれているのか。

（事務局）請求権者以外の者は含まれていない。

（委員）この１年間の情報公開制度の実施による経済的負担はどれくらいか。

（事務局）職員の時間外勤務については、管理職を除き４月・５月を中心に約１，５００時間発生しており、金額的には３００万円程度となった。６月以降については、情報公開に係る時間外勤務はほとんどない。コピーについても、４月・５月で１万枚程度発生したと思われるが、部分開示の処理を原本に直接黒いシールをはるという方法に改めたため６月以降はほとんどなく、金額的には５万円程度であった。

（委員）情報公開室の職員数は。

（事務局）専任の職員が３名いる。

（委員）余りに財政的に負担が大きいと条例の改正も視野にいれなければならないのではないか。

（事務局）４月・５月の状況が続くようなことがあれば年度途中においても条例改正を検討する必要も感じたが、２か月でほぼ落ち着いたため、今後負担増という傾向になった場合は、運営審議会で御検討いただくことになるかと思う。

（委員）コピー代が必要なのは部分開示の場合だけか。

（事務局）基本的には原本開示なので、全部開示の場合はコピーする必要はなく、部分開示で閲覧用の文書を作成する際に必要であった。ただ、現在は不開示部分にシールをはり､原本で開示しているので不必要である。

（委員）平成１１年度の受付番号３２の請求の不開示部分は。

（事務局）学校名、児童名等である。学校名を開示すると個人が特定されるおそれがあるため、不開示とした。なお、その後、申出者が市会議員であったため、議員という立場でどの学校ではどのような傾向の事例があったのかを知っていただくということで、所管課の方で見ていただいても差し支えのない範囲で情報提供したと聞いている。

（委員）同じ市民でありながら議員だから開示するということは避けなければならない。

（事務局）十分注意して運用したい。

(委員)必ずしも異議申立てを出されないように対処する必要はない｡ただ、異議申立てが多数になった場合、日程調整等も大変なので毎回正規な形で開催すべきか、一見して結論が明らかなような場合、簡易な審査方法がないのか等検討すべきだ。

（事務局）調査し、検討する。

（委員）設計金額や予定価格等の請求があるが、現在はどうしているのか。

（事務局）設計金額、予定価格の事後公表を行っている。

３　会議録について

（１）結論

要点筆記とする。(当面発言者名は入れない。)

（２）審議意見

○　答申が審査会の意見であり、それで足りるという意見もあるが、どういう意見があって、どういう経緯だったかについて要点を筆記すれば良いの

ではないか。

○　内容は要点筆記で良いと思うが、この審査会に限らず発言者名を入れることにより、各委員の考え方を知ってもらう、興味を持ってもらうことも必要ではないか。

○　発言者名を入れると要点、結論だけでなく議論のプロセスも全部書かないと誤解を招く場合もある。

○　デリケートな事項を審査するときは発言者名を入れるという方法もある。

4　個人情報保護制度について

（1）事務局から下記の事項について説明

ア　平成12年3月1日から個人情報保護条例施行予定

イ　個人情報保護制度の実施に伴い審査会の名称が「生駒市情報公開審査会」から「生駒市情報公開及び個人情報保護審査会」に変更になり、審査事項に個人情報保護条例第24条の規定による諮問事項が加わる。

ウ　宇治市における住民の個人情報の流出事件に関連し、生駒市の住民の個人情報の保護対策について

（2）質疑

（委員）情報の流失を防ぐためには、委託業者に対し再委託、再々委託を禁止するということや、委託業者が個人情報を処理するときは市に来させることを基本とするということがあるが、この2点について生駒市ではどうなっているのか。

（事務局）契約条項の中に再委託の禁止が入っている。また、業者を市に来させて処理することになると、大型のコンピュータを設置する必要があり、経費とのバランスがある。大量処理の場合は、データを持って帰らせて帳票類を作成させる場合がある。それについては厳格な条項で契約を結んでいる。

（委員）たとえ条例に罰則規定があっても、市民にとっては情報が流出してしまえば最後なので､市民の個人情報を守るという強い決意をもってほしい。

（事務局）情報システム課への人の出入については厳しく管理しており、さらに職員カードでチェックする方法も採用する予定である。

（委員）八尾市や東大阪市は基本的には市役所内で個人情報を処理させているので、参考にしてほしい。

（事務局）調査する。

（委員）契約条項の中に違約金という項目を入れるという考えはあるのか。損害賠償だと損害額の算定が難しいので、違約金として５００万円とか１千万円という金額を設定し、支払能力がない場合を考えると、あらかじめ供託させておくということもできる。業者に従業員の管理を徹底させるという意味では効果があるのではないか。

（事務局）本市の場合、損害賠償の条項は入っている。現在、電算業務について契約を結んでいる会社は、二部上場しており、主に関東方面に顧客があって、自治体との取引も多い。もし、生駒市との間で問題が起こった場合は、他の自治体との取引にも影響を与え、ダメージが大きいので損害賠償という条項だけでもかなり効果があると思う。また、委託しているのは、生駒市のコンピュータで処理できない作業で、決まった配送員がかぎの掛かるケースに入れて会社に持って帰り、会社の中ですべての処理を行っているので、そこからさらに外部に再委託していることはないと信頼している。これについては、電算担当者が何度も確認に行っている。

（委員）問題なのは、事故の防止である。再委託、再々委託を１００％避けられる仕組みを作ってほしい。一度生駒市のセキュリティの在り方を見せてもらう機会を作ってほしい。

（事務局）委託契約書に違約金条項を盛り込むことについても検討したいと思

う。